

## 第三号

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正について

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例**

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条」を「第十二条」に改める。

**附 則**

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行する。

**提案理由**

災害救助法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。